

公益財団法人京都産業21中小企業等エネルギー対策交付金緊急事業実施要領 (中小企業応援隊所管)

(趣旨)

第1条 本要領は、公益財団法人京都産業21（以下「京都産業21」という。）の職員が中小企業応援隊員（京都府知事から委嘱。以下「応援隊員」という。）として行う中小企業等の経営安定と成長のコンサルティングの結果、当該中小企業等が実施する電力の節減等につながる取組を支援する補助金の交付等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 中小企業基本法（昭和38年法律154号）第2条に定めるもの又は、これらを構成員とする団体若しくはこれらに準じるもの
- (2) 商店街団体 中小企業等のうち別表1に掲げるもの

(補助対象者)

第3条 本事業の補助対象者は、京都府内に主たる事業所等を有し、電力不足が想定される社会状況の中、電力使用量が特に大きくなる時間帯（平日の午後1時から午後4時）における電力の節減等につながる取組を行おうとする中小企業等及び商店街団体とする。

(補助事業の内容)

第4条 補助事業の対象は、補助対象者が実施する次の各号に定める取組で、15パーセント以上の節電を目標としたものとする。

- (1) 軽微な設備の導入等
 - (2) 節電勤務シフト体制の導入等
 - (3) 家庭での使用電力の節減につながる集客事業等
- また、補助対象要件及び補助対象期間は、別表2に定めるとおりとする。

(補助対象経費等)

第5条 補助事業のうち、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、事業実施期間、補助率及び補助限度額は、別表3に定めるとおりとし、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金の申請等)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、応援隊員のコンサルティングを受け、中小企業等エネルギー対策交付金緊急事業交付申請書（様式第1号）を京都産業21に提出しなければならない。

2 補助対象者が、補助金の交付決定前に補助事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により補助対象期間開始日から交付決定までの間に事業に着手しようとする（着手した）場合において、中小企業等エネルギー対策交付金緊急事業事前着手届（様式第2号）を京都産業21に提出し、その承認を得たときは、この限りでない。

(補助金の交付の決定等)

第7条 京都産業21は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、申請

内容等により審査等をするものとし、その審査等の結果に基づき、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

なお、京都産業21は、必要に応じて現地調査等の審査を行い、申請書の内容に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して補助金の交付を決定できるものとする。

- 2 京都産業21は、補助金の交付又は不交付を決定したときは、速やかにその内容及びこれに条件を付したときには、その条件を当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第8条 補助対象者は、前条第2項の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、京都産業21が別に定める期日までにその理由を記載した書類を添付して、交付申請を取下げることができる。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

- 第9条 補助対象者は、事業の内容(交付決定条件)を変更しようとするときは、中小企業等エネルギー対策交付金緊急事業変更承認申請書(様式第3号)を京都産業21に提出しなければならない。

- 2 補助対象者は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、中小企業等エネルギー対策交付金緊急事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を京都産業21に提出しなければならない。

- 3 京都産業21は、前2項の申請に対し、申請事項を承認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(補助事業遂行の義務)

- 第10条 補助対象者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行い、補助金を他の用途に使用してはならない。

(補助事業の実績報告)

- 第11条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から速やかに応援隊員の確認を得て、中小企業等エネルギー対策交付金緊急事業実績報告書(様式第5号)を京都産業21に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第12条 京都産業21は、前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容(ただし、第9条第3項に基づいて変更を承認したときは、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助対象者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

- 第13条 京都産業21は、補助対象者が補助金を他の用途に使用し、その補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、当該交付決定の全部又は一部を取消すことができる。

- 2 京都産業21は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第14条 京都産業21は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、京都産業21が別に定める期日までに返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第15条 補助対象者は、京都産業21が定める期間内に、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を補助金の交付の目的以外の用途に使用し、他の者に貸付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保の用に供しようとするときは、京都産業21の承認を得なければならない。

2 京都産業21は、前項の承認を受けた補助対象者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を京都産業21に納付させることができる。

(立入検査等)

第16条 京都産業21は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助対象者に対して報告させ、又はその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

(補助金の支払、請求)

第17条 京都産業21は、第12条により補助金の額を確定したのち、補助金を補助対象者に対し支払うものとする。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、中小企業等エネルギー対策交付金緊急事業支払請求書（様式第6号）により、京都産業21に補助金の支払請求を行うものとする。

(補助金の経理)

第18条 補助対象者は、補助事業に係る経理について収支を明確にした証拠書類を整備し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(書類の提出部数)

第19条 この要領により京都産業21に提出する書類の部数は、請求書を除き原本（押印したもの）1部、写し1部とする。

(補 則)

第20条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、京都産業21が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年6月8日から適用する。

別表1（第2条関係）

商店街振興組合	商店街振興組合法に基づく商店街振興組合
事業協同組合	商店街及び小売市場（以下「商店街等」という。）における事業協同組合
任意団体	商店街等において、共同事業等の事業活動を行うための規約等を制定している任意組織団体
共同出資会社	2以上の中小小売商業者が資本金の額又は出資の総額の大部分を出資している会社（株式会社にあつては総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権に占める中小小売商業者の有する議決権の割合が10分の7以上であるものに、持分会社にあつてはその社員（業務執行権を有しないものを除く。）に占める中小小売商業者の割合が2分の1を超えているものに限る。）
特定会社	商工会、商工会議所又は中小企業者が出資している会社（株式会社にあつては総株主の議決権に占める中小企業者以外の会社の有する議決権の割合が2分の1未満であるものに、持分会社にあつてはその社員に占める大企業者の割合が2分の1未満であるものに限る。）
事業実行委員会	前各号に該当する複数の団体が中心となって、商店街等の活性化を目指すための事業活動を行う目的で組織された府内に事務所を有する団体であつて、定款に類する規約等を有し、自ら経理する等の会計組織を有するもの。

別表2（第4条関係）

補助事業	補助対象要件	補助対象期間
(1) 軽微な設備の導入等	7月末までに完了（設置導入が済んだもの、又は作業・工事などを完了したもの）するもの。	平成24年6月8日 ～7月31日
(2) 節電勤務シフト体制の導入等	(1) 労働時間の伸長にならない勤務シフト体制を導入すること。 (2) (1)により平日昼間（午後1時～4時の間を含む連続して3時間以上の時間を1回とする。）に、電力を使用する生産設備等を期間中7回以上、休停止状態とすること。	平成24年7月2日 ～9月7日の平日 （土日・祝日及び8月13日～15日を除く）
(3) 家庭での使用電力の節減につながる集客事業等	(1) 家庭での15%以上の節電を啓発すること。 (2) 集客を図ることにより、平日昼間午後1時～4時の間を含む時間帯の家庭での使用電力を節減する取組であること。	平成24年7月2日 ～9月7日の平日 （土日・祝日及び8月13日～15日を除く）

別表3（第5条関係）

補助事業	補助対象経費	事業実施期間	補助率及び補助限度額
(1) 軽微な設備の導入等	当該設備導入等に必要経費	平成24年7月31日まで	1/2以内 (30万円以内)
(2) 節電勤務シフト体制の導入等	節電シフト勤務体制構築及び実施に要する経費	平成24年7月2日から9月7日まで	1/2以内 (30万円以内)
(3) 家庭での使用電力の節減につながる集客事業等	集客を図ることにより家庭での使用電力を節減する取組に必要な経費		1/2以内 (30万円以内)